

金銭納付を困難とする理由書

(相続税延納・物納申請用)

平成 年 月 日

税務署長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

平成 年 月 日付相続（被相続人 _____）に係る相続税の納付については、納期限までに一時に納付することが困難であり、その納付困難な金額は次の表の計算のとおり延納によっても金銭で納付することが困難であり、であることを申し出ます。

1	納付すべき相続税額（相続税申告書第1表㊞の金額）		A	円
2	納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額		B	円
3	延納許可限度額	【A-B】	C	円
4	延納によって納付することができる金額		D	円
5	物納許可限度額	【C-D】	E	円

2 納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額の計算	(1) 相続した現金・預貯金等	(イ+ロ-ハ)	【	円】
	イ 現金・預貯金（相続税申告書第15表㊞の金額）	(円)		
	ロ 換価の容易な財産（相続税申告書第11表・第15表該当の金額）	(円)		
	ハ 支払費用等	(円)		
	内訳 相続債務（相続税申告書第15表㊞の金額）	[円]		
	葬式費用（相続税申告書第15表㊞の金額）	[円]		
	その他（支払内容： _____）	[円]		
	（支払内容： _____）	[円]		
	(2) 納税者固有の現金・預貯金等	(イ+ロ+ハ)	【	円】
	イ 現金	(円)	←裏面①の金額	
	ロ 預貯金	(円)	←裏面②の金額	
	ハ 換価の容易な財産	(円)	←裏面③の金額	
	(3) 生活費及び事業経費	(イ+ロ)	【	円】
	イ 当面の生活費（3月分） うち申請者が負担する額	(円)	←裏面⑩の金額×3/12	
ロ 当面の事業経費	(円)	←裏面⑭の金額×1/12		
Bへ記載する		【(1)+(2)-(3)】	B	【 円】

4 延納によって納付することができる金額の計算	(1) 経常収支による納税資金 (イ×延納年数（最長20年）)+ロ	【 円】		
	イ 裏面④-（裏面⑩+裏面⑭）	(円)		
	ロ 上記2(3)の金額	(円)		
	(2) 臨時的収入	【 円】	←裏面⑮の金額	
	(3) 臨時的支出	【 円】	←裏面⑯の金額	
	Dへ記載する		【(1)+(2)-(3)】	D

添付資料

- 前年の確定申告書(写)・収支内訳書(写)
- 前年の源泉徴収票(写)
- その他 (_____)

(裏面)

1 納税者固有の現金・預貯金その他換価の容易な財産

手持ちの現金の額			①	円
預貯金の額	/ (円)	/ (円)	②	円
	/ (円)	/ (円)		
換価の容易な財産	(円)	(円)	③	円
	(円)	(円)		

2 生活費の計算

給与所得者等：前年の給与の支給額			④	円
事業所得者等：前年の収入金額				
申請者	100,000円	× 12	⑤	1,200,000円
配偶者その他の親族 (人)		× 45,000円 × 12	⑥	円
給与所得者：源泉所得税、地方税、社会保険料（前年の支払額）			⑦	円
事業所得者：前年の所得税、地方税、社会保険料の金額				
生活費の検討に当たって加味すべき金額 〔 加味した内容の説明・計算等 〕			⑧	円
生活費（1年分）の額 (⑤+⑥+⑦+⑧)				

3 配偶者その他の親族の収入

氏名 (続柄)	前年の収入 (円)	⑩	円	
氏名 (続柄)	前年の収入 (円)			
申請者が負担する生活費の額 ⑨ × (④ / (④ + ⑩))			⑪	円

4 事業経費の計算

前年の事業経費（収支内訳書等より）の金額			⑫	円
経済情勢等を踏まえた変動等の調整金額 〔 調整した内容の説明・計算等 〕			⑬	円
事業経費（1年分）の額 (⑫+⑬)				

5 概ね1年以内に見込まれる臨時的な収入・支出の額

臨時的収入	年 月 頃 (円)	⑮	円
	年 月 頃 (円)		
臨時的支出	年 月 頃 (円)	⑯	円
	年 月 頃 (円)		